第二十八条　介護療養型医療施設に入所をしていた国民健康保険の被保険者であって、平成三十年四月一日前に新国保法第百十六条の二に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされているものについては、同日以後引き続き病院等（同条第一項に規定する病院等をいう。以下この条において同じ。）に入院、入所又は入居（以下「入院等」という。）をする場合又は同日に病院等に入院等をすることにより当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる場合については、同日以後もなお従前の例による。

第二十九条　介護療養型医療施設に入所をしていた後期高齢者医療の被保険者であって、平成三十年四月一日前に新高齢者医療確保法第五十五条に規定する他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされているものについては、同日以後引き続き病院等（同条第一項に規定する病院等をいう。以下この条において同じ。）に入院等をする場合又は同日に病院等に入院等をすることにより当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる場合については、同日以後もなお従前の例による。

（旧特定施設に入居をしていた国民健康保険の被保険者等の特例）

第三十条　施行日前に旧特定施設を含む二以上の旧国保法第百十六条の二第一項に規定する病院等に継続して入院等をしている同項に規定する特定継続入院等被保険者であって、改正法の施行の際現に当該病院等（旧特定施設を除く。）に入院等をしているものについては、なお従前の例による。

第三十一条　施行日前に旧特定施設を含む二以上の旧高齢者医療確保法第五十五条第一項に規定する病院等に継続して入院等をしている同項に規定する特定継続入院等被保険者であって、改正法の施行の際現に当該病院等（旧特定施設を除く。）に入院等をしているものについては、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第六条の規定は、公布の日から施行する。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては、第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令（以下「新社会福祉士及び介護福祉士法施行令」という。）第一条第一項中「社会福祉士に係る社会福祉士及び介護福祉士法」とあるのは「社会福祉士及び介護福祉士法」と、「社会福祉又は保健医療」とあるのは「社会福祉」とする。

2　新社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条第二項及び第十四条の二の規定は、平成二十七年三月三十一日までは、適用しない。

第三条　改正法附則第十三条第一項に規定する特定登録者（同条第二項の規定により申請をした特定登録者を除く。）については、新社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条の規定は適用せず、第五条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条の規定は、なおその効力を有する。

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　平成三十年三月三十一日までの間における第七条の規定による改正後の地方自治法施行令第百七十四条の三十一の四及び第百七十四条の四十九の十一の二の規定の適用については、同令第百七十四条の三十一の四第一項中「第六節までの規定に」とあるのは「第六節まで並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号及び第五章第五節第三款の規定に」と、「同法」とあるのは「介護保険法」と、「第百十五条の六第一項」とあるのは「第百十五条の六第一項並びに平成十八年旧介護保険法第百十一条の二第一項」と、「第六節までの規定中」とあるのは「第六節まで並びに平成十八年旧介護保険法第百十一条の二第一項」と、「第百十五条の三十五第六項」とあるのは「第百十五条の三十五第六項並びに平成十八年旧介護保険法第百十五条の三十五第六項」と、同条第三項中「読み替える」とあるのは「、平成十八年旧介護保険法第百十五条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、平成十八年旧介護保険法第百十五条の三十五第五項及び第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と読み替える」と、同令第百七十四条の四十九の十一の二第一項中「第六節まで」とあるのは「第六節まで並びに平成十八年旧介護保険法第四十八条第一項第三号及び第五章第五節第三款」と、「同法」とあるのは「介護保険法」と、「第百十五条の六第一項」とあるのは「第百十五条の六第一項並びに平成十八年旧介護保険法第百十一条の二第一項」と、同条第二項中「読み替える」とあるのは「、平成十八年旧介護保険法第百十五条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、平成十八年旧介護保険法第百十五条の三十五第五項及び第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と読み替える」とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志
防衛大臣　一川　保夫

条約

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

条約第十三号

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書

日本国政府及びスイス連邦政府は、

千九百七十一年一月十九日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約（以下「条約」という。）を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1　条約第三条1(a)を次のように改める。

(a)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての区域（海底及びその下を含む。）をいう。